

余市町地域防災計画

(原子力災害対策編)

退避等措置計画

(令和2年2月)

余市町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の位置付け	1
第2節 計画の性格	1
第2章 防護措置の基本的事項	1
第1節 緊急事態の区分と判断基準	1
第2節 防護措置の基本等	1
第3章 緊急事態における配備体制等	5
第4章 広報及び指示伝達	7
第1節 伝達手段	7
第2節 伝達経路	7
第3節 広報内容	8
第5章 屋内退避	8
第1節 屋内退避の指示基準	8
第2節 屋内退避の指示等	8
第6章 避難等	11
第1節 避難等の指示基準	11
第2節 避難所及び一時滞在場所	11
第3節 避難手段	11
第4節 避難経路等	12
第5節 避難等の指示等	13
第6節 要配慮者への対応	17
第7節 一時滞在者への対応	17
第7章 安定ヨウ素剤の服用	18
第8章 飲食物の摂取制限	18
第9章 救急医療体制	18
別添1 緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて	19
別添2 OILと防護措置について	22
別表1 屋内退避施設及び集合場所一覧	23
別表2 人口構成とその分布状況	24

第1章 総 則

第1節 計画の位置付け

この計画は、余市町地域防災計画（原子力災害対策編）第2章（原子力防災事前対策）第3節（避難収容活動体制の整備）に定める「退避等措置計画」であって、町民等の防護措置を実施するに当たり必要な事項を定めるものである。

なお、原子力災害対策指針等の改定が行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、災害発生時における町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、町民等の防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 防護措置の基本的事項

第1節 緊急事態の区分と判断基準

防護措置は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針による緊急事態の区分及び判断基準に基づき実施するものとする。

※参照 緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（別添1）及びOILと防護措置について（別添2）

第2節 防護措置の基本等

1 防護措置の基本

原子力災害が発生した場合、町民等がこれに起因する一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、その被ばくからの保護又はそれを低減するため、必要に応じ屋内退避、避難、一時移転等の防護措置を講ずるものとする。

原子力災害に伴う放射線被ばくの形態としては、体外にある放射性物質から受ける外部被ばく及び体内に取り込まれた放射性物質から受ける内部被ばくがあり、これを防護するための必要な措置を講ずるものとする。

原子力災害における防護措置の基本的な考え方

- 放射性物質から離れること。
- 放射性物質を遮へいすること。
- 放射線を受ける時間を短くすること。
- 放射性物質を体内に取り込まないこと。

2 緊急事態における防護措置等

(1) 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

区分		配備体制等	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分 (EAL)	情報収集 事態	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 (第1非常配備) ・情報収集、連絡体制の構築 	—	—	—
	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 (第2非常配備) ・情報収集、連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	—
	施設敷地 緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 (第3非常配備) ・情報収集、連絡体制の構築 ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 ・今後の情報について町民等へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・屋内退避準備
全面緊急 事態	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 (第3非常配備) ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席 ・国及び道への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難地域時検査等の準備 	

※ EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区分		情報提供	モニタリング	防護措置
緊急防 護措置	OIL1	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【避難】 ・避難の実施
	OIL4	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【体表面除染】 ・体表面除染の実施
早期防 護措置	OIL2	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【一時移転】 ・一時移転の実施
飲食物 摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質濃度測定
	OIL6	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別品目の放射性物質の濃度測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

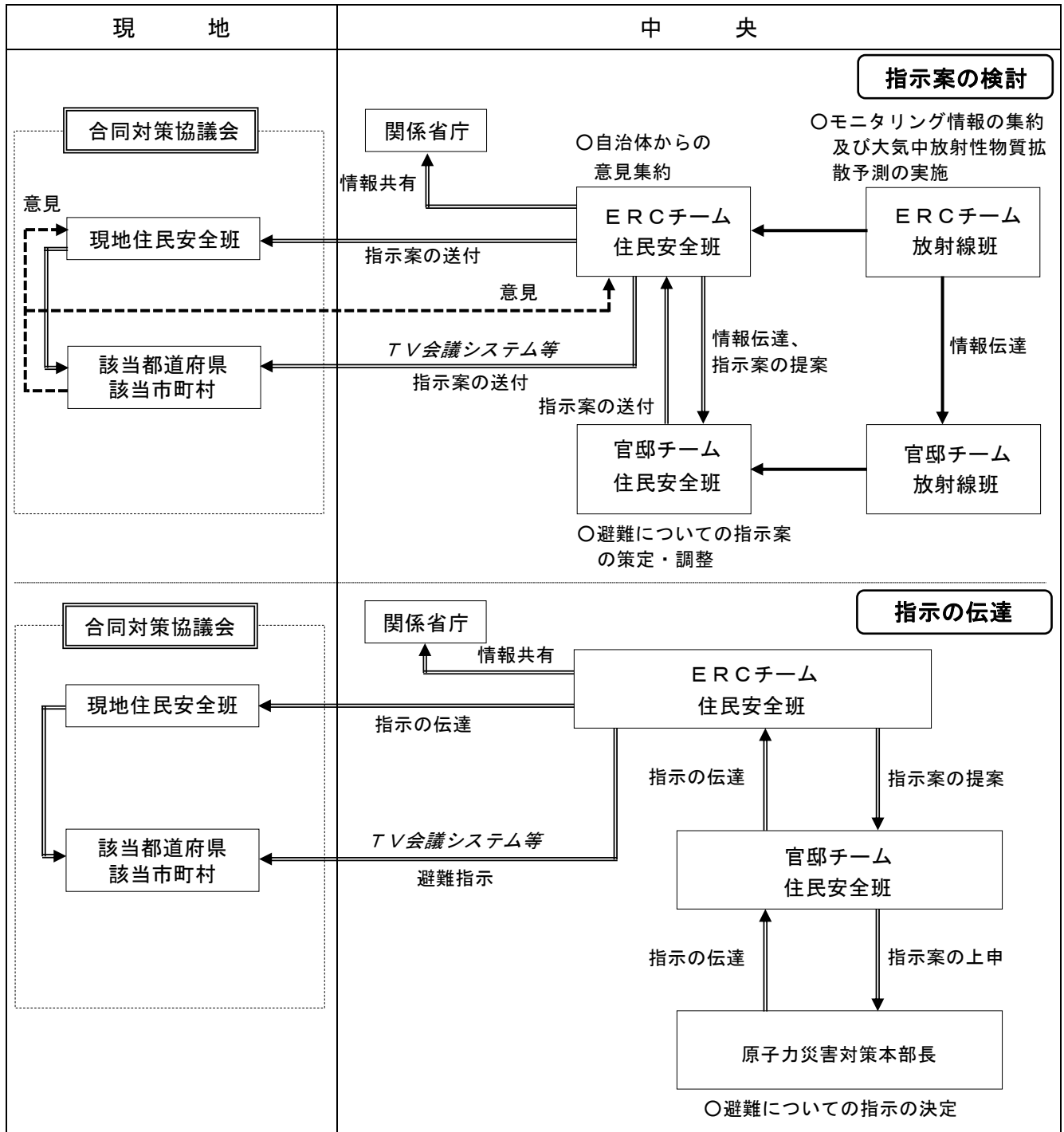
※ OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

3 防護措置決定の流れ

町民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定めたEAL及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や北海道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、町長が決定する。

なお、町長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

※参考 OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム



4 余市町内の状況

余市町内の泊発電所からの距離別・方位別の地域状況は、次の表のとおりである。

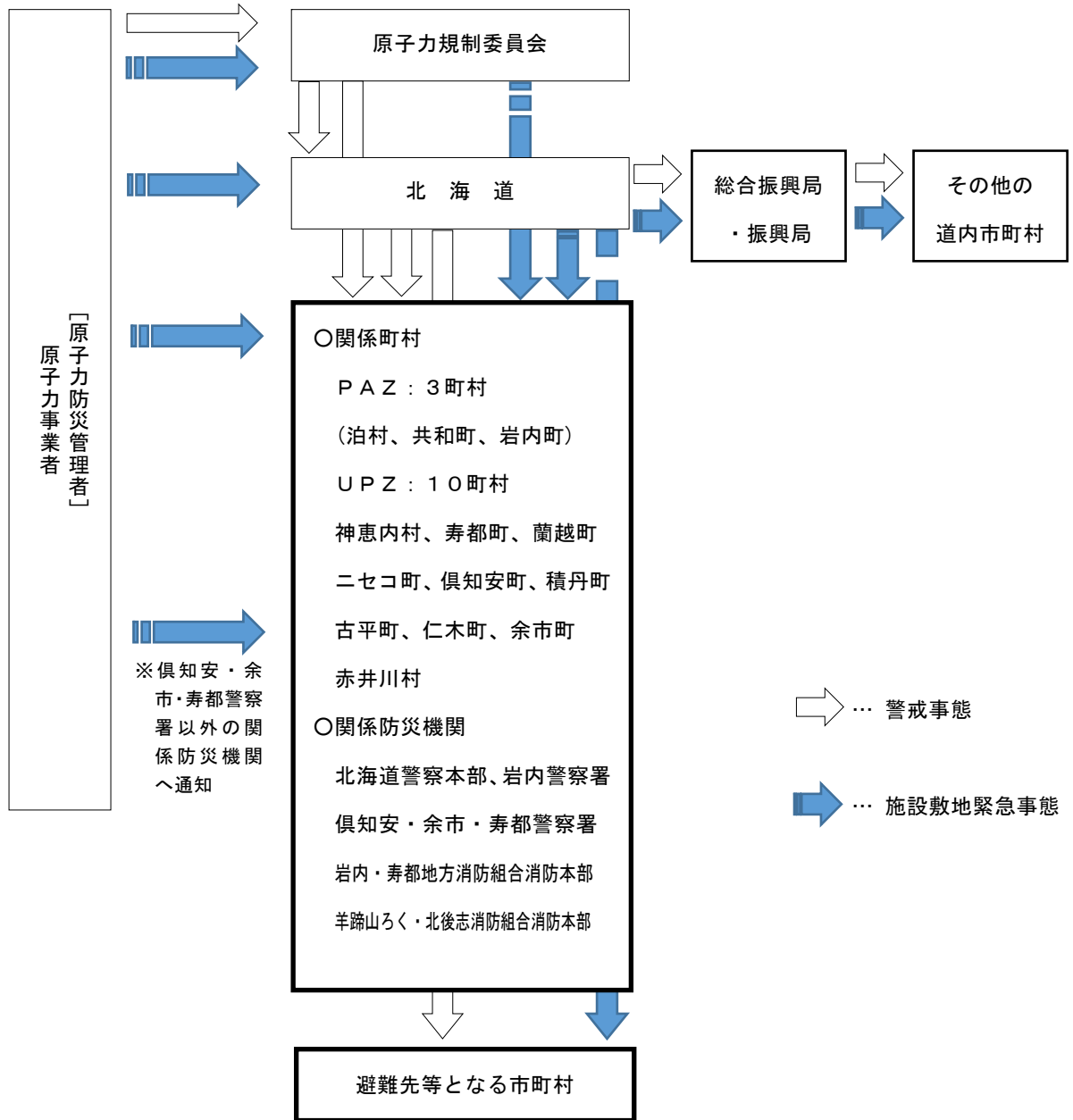
距離 (km)	方位	
	北東	東北東
～22	豊丘町	
～23	豊丘町	
～24	豊丘町	
～25	豊丘町、山田町	
～26	豊丘町、梅川町、沢町、美園町、山田町	
～27	豊丘町、梅川町、沢町、美園町、山田町、黒川町、	黒川町、登町
～28	豊浜町、梅川町、富沢町1～7丁目、沢町2～6丁目、沢町、山田町、美園町、浜中町、朝日町、入舟町、黒川町7・9・11・13丁目、黒川町	黒川町、登町
～29	豊浜町、潮見町、白岩町、梅川町、港町、富沢町5～14丁目、沢町1・2丁目、浜中町、朝日町、入舟町、黒川町1～13・15・16・18丁目、黒川町、大川町1～9丁目	黒川町、登町
～30	港町、大川町6～19丁目、黒川町14・17～20丁目、黒川町	黒川町20丁目 黒川町、登町
30～	大川町17～20丁目、黒川町19丁目、登町、栄町	登町、栄町

※人口に関しては余市町地域防災計画（原子力災害対策編）資料編2－8－1を参照

第3章 緊急事態における配備体制等

1 事故発生通報の流れ

事故発生等緊急事態における通報連絡の流れは、次の図のとおりである。



2 各事態における応急活動体制と活動内容

防護措置を実施する応急活動体制と活動内容は、次のとおりである。

区分	体制区分	本部設置	応急活動の主な内容
情報収集事態	第1非常配備体制	連絡会議の設置	<p>[国及び北海道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、北海道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 ・ [事故関連情報の収集] ・ 事故情報の収集、管理 ・ 緊急時モニタリング情報、気象情報 ・ [広報等] ・ 事故等情報の広報に係る準備 ・ 町民等からの問い合わせ対応
警戒事態	第2非常配備体制	警戒本部の設置	<p>[国及び北海道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、北海道及び原子力事業者等との連絡調整 ・ [事故関連情報の収集] ・ 事故情報の収集、管理 ・ 緊急時モニタリング情報、気象情報 ・ [広報等] ・ 事故等情報に係る広報 ・ 町民等相談窓口の設置、運営 ・ 報道機関との相互協力 ・ [緊急時モニタリング] ・ 緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告）
施設敷地緊急事態・全面緊急事態	第3非常配備体制	災害対策本部の設置	<p>[国及び北海道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、北海道及び原子力事業者等との連絡調整 ・ 北海道現地災害対策本部への連絡員の派遣 ・ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席 ・ 国、北海道への必要な協力の要請等 ・ [事故関連情報の収集] ・ 事故情報の収集、管理 ・ 緊急時モニタリング情報、気象情報 ・ [広報等] ・ 事故等情報に係る広報 ・ 町民等相談窓口の運営 ・ 報道機関との相互協力 ・ [緊急時モニタリング] ・ 緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） ・ [防護措置] ・ 屋内退避の準備、実施（屋内退避施設への町民等の受入） ・ 安定ヨウ素剤の配布準備、配布、服用

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

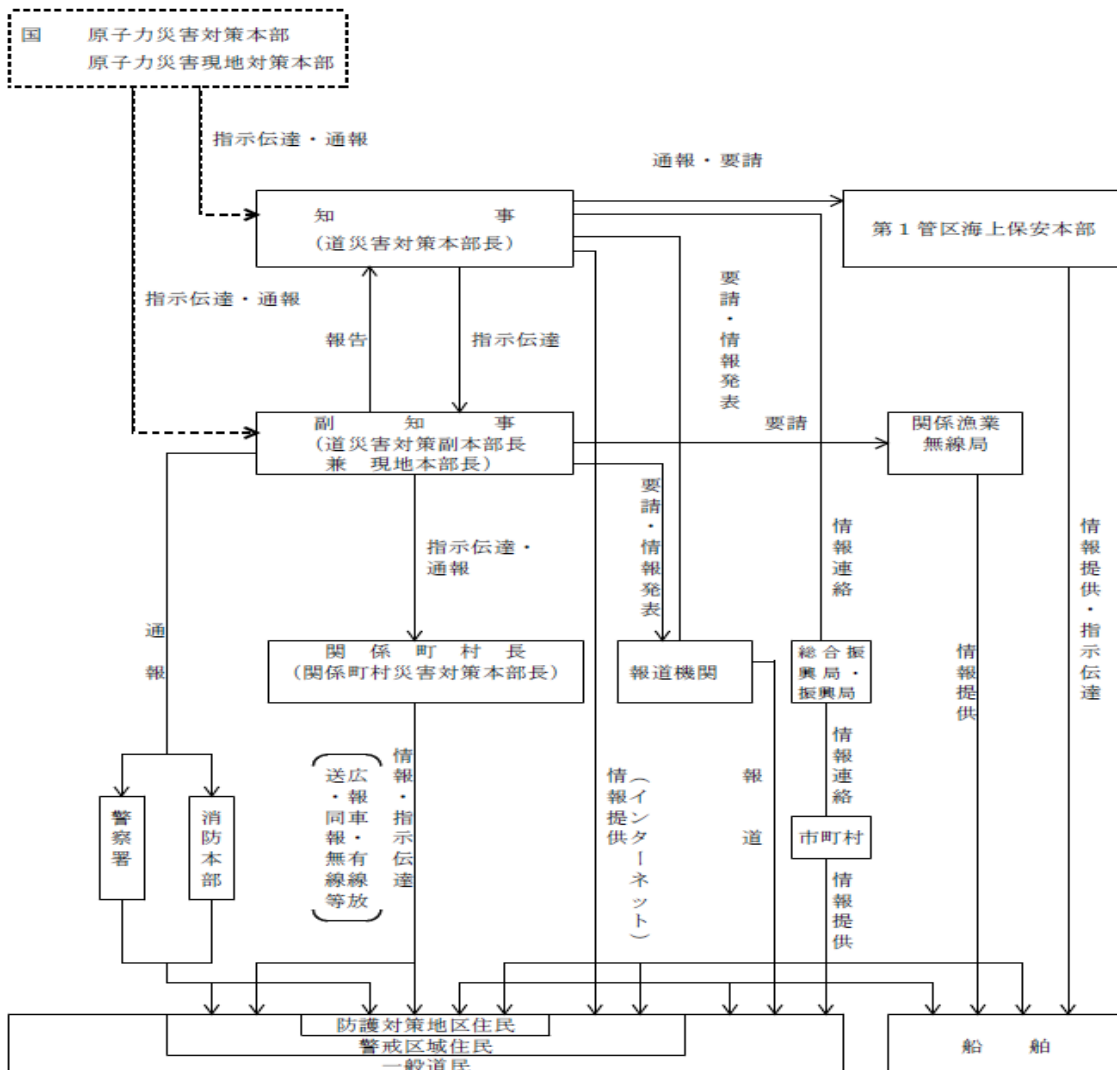
町民等へ広報及び指示伝達は、次の方法によるものとする。なお、町内の防災関係機関へも情報を提供し、町民等への広報及び指示伝達について協力を依頼するものとする。

- (1) 広報車（警察・消防含む。）による巡回
- (2) 緊急速報メールによる配信
- (3) 町ホームページなどインターネットの活用
- (4) テレビ、ラジオ等の報道機関による緊急放送

※ 防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路

町民等への広報及び伝達経路は、次のとおりとする。



第3節 広報内容

町民等へ広報する内容は、次のとおりとする。なお、広報の実施に当たっては、事故の状況や緊急事態の状況に応じて、それぞれの段階において必要な情報を広報するよう留意するものとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び北海道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 町民等のとるべき措置及び留意事項
- (6) その他必要と認める事項

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めるEALを踏まえ、国や知事の指示又は独自の判断により屋内退避を実施するものとする。ただし、独自の判断で行う場合は、気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリングの結果などを的確に把握するものとする。

区 分	基 準 等
屋内退避準備 (EAL(SE))	施設敷地緊急事態に該当するに至った場合で、国又は知事から指示のあった場合
屋内退避 (EAL(GE))	原子力災害緊急事態宣言が発出された場合（全面緊急事態）で、国又は知事から指示のあった場合

第2節 屋内退避の指示等

1 屋内退避の指示等

- (1) 町長は、屋内退避を決定したときは、町内防災機関の協力を得て、防護対策区域内の町民等に対して速やかに次の事項を指示するものとする。
 - ア 町民等は原則として屋内にとどまること。
 - イ 外出者は、速やかに帰宅すること。
 - ウ 直ちに帰宅が困難な場合又は、自然災害等により家屋が損壊し自宅での屋内退避が困難な場合は、最寄りの屋内退避施設等に退避すること。（別表1参照）
 - エ PAZ内の住民等の避難が円滑に実施されるよう配慮すること。
- (2) 町長は、町民等に対して第4章第1節に定める手段を活用して必要な情報を提供し、災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。
- (3) 町長は、屋内退避施設等へ職員を派遣し、退避者の保護に当たらせるものとする。な

お、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児、児童生徒を優先するものとする。

また、自力で退避のできない者などの救出に特に留意するものとする。

- (4) 町長は、屋内退避の措置を講じた場合は、退避施設責任者等から報告を受け、町民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。
- (5) 町長は、町内の屋内退避施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の屋内退避施設等の利用について、北海道に調整を要請するものとする。
- (6) 町長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

※参考 知事からの屋内退避の指示又は通知の内容

- (ア) 事故の概要
- (イ) 原子力災害の現況と今後の予測
- (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域
- (オ) その他の必要な事項

2 屋内退避に関する留意事項

町長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の町民等に対して次の留意事項を正確、かつ、簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての空調設備等を停止し、外気の流入を防止すること。
- (3) できる限り窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による指示、情報に留意すること。
- (4) 食料品の容器にフタをすること。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取しても差し支えない。
- (5) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別する。
- (6) 電話による問い合わせは控えること。
- (7) 避難する場合に備え、貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ、あらかじめ用意すること。
- (8) うわさや憶測に流されず、町や北海道などからの指示に従うこと。
- (9) 屋内退避施設等へ退避する場合は、マスク及び外衣を着用すること。
- (10) 屋内退避施設等においては、相互に扶助協力するとともに、屋内退避施設等の責任者の指示に従い、冷静に行動すること。

3 屋内退避施設等の責任者のとるべき措置

- (1) 責任者は、屋内退避施設等の開設指示があった場合は、直ちに施設の開設を行い、町民等の退避が円滑に実施できるよう災害対策本部との情報伝達手段の確保等施設内の整備を行うものとする。
- (2) 責任者は、次の事項を処理するものとする。
 - ア 退避を行った地区名、世帯数、人数等について、随時災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に災害対策本部との緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 町民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に町等の不安の解消に努めるとともに、町民等の要求の把握に努めること。
 - エ 災害対策本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ 施設及び町民等の衛生の確保に努めること。
- (3) 責任者は、町民等に対し被災地住民登録票を配布し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

4 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

- (1) 町長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上等の理由から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。
- (2) 町長は、アの屋内退避の指示をした場合は、各防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力の要請をするものとする。
- (3) 町長は、北海道と連携し、アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して町民の防護に当たらせるものとする。
- (4) 町長は、国及び北海道と協議の上、アの屋内退避を行っている町民について、避難先での受入態勢を十分に整えた後に、町民の健康状態に十分配慮し、順次避難等を行うものとする。

5 屋内退避の解除等

町長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について町民等に指示するものとする。

- (1) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による町からの指

示伝達に留意すること。

- (2) 北海道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に実施できるよう協力すること。
- (3) 町から配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、町が指定する方法及び期日までに提出すること。

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

町長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は国及び北海道が実施する緊急時モニタリングによる放射性物質の汚染状況調査の結果が原子力災害対策指針に基づくOILの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、避難等又はその準備を指示するものとする。

区分	初期設定値
避難(OIL1)	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間線量率)
一時移転(OIL2)	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間線量率)

※ 初期設定値:地上沈着した放射性核種生成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

第2節 避難所及び一時滞在場所

- (1) 避難先は、札幌市を基本とする。
- (2) 避難を円滑に実施するため、北海道を通じて平常時から札幌市と連携を密にするものとする。
- (3) 避難所は、札幌市内のホテル・旅館とする。
- (4) 避難に当たっては、直接、ホテル・旅館に入ることができない場合を想定して、あらかじめ札幌市が管理する札幌市スポーツ交流施設コミュニティドーム(つどーむ)を一時滞在場所として確保するものとする。

第3節 避難手段

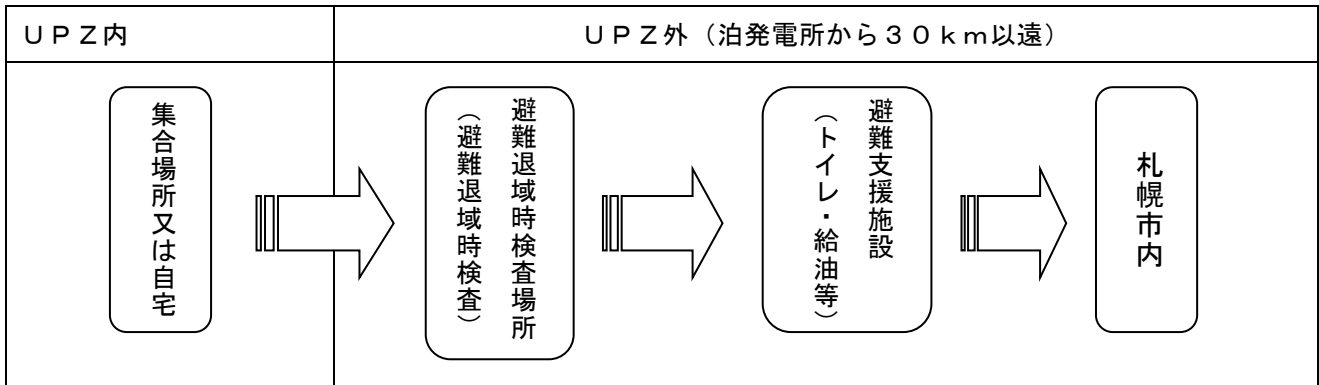
- (1) 避難等は、バス等による車両輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとする。
- (2) 町長は、国から避難指示案を伝達されたときは、あらかじめ把握した避難に必要な情報等を踏まえ当該指示案に対する意見を述べるとともに、北海道と連携し町民等の避難等に必要な支援を国に対し要請するものとする。
- (3) 避難等は、陸路による避難を標準とするが、道路状況(道路寸断、渋滞等)により、陸路による避難が困難な場合は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会において、国や北海道と協議し、避難手段を決定するものとする

第4節 避難経路等

バス（自家用車を含む。）などによる車両輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送による避難経路は、次によるものとする。

1 避難経路の基本的な考え方

避難にあたっては、放射性物質の放出状況など必要に応じて緊急時に設置される避難退域時検査場所において避難退域時検査を受けた後、一時滞在場所又は避難所へ移動することを基本とする。



2 バス（自家用車を含む。）等による車両輸送の経路

バス等による避難経路は、次のとおりとする。

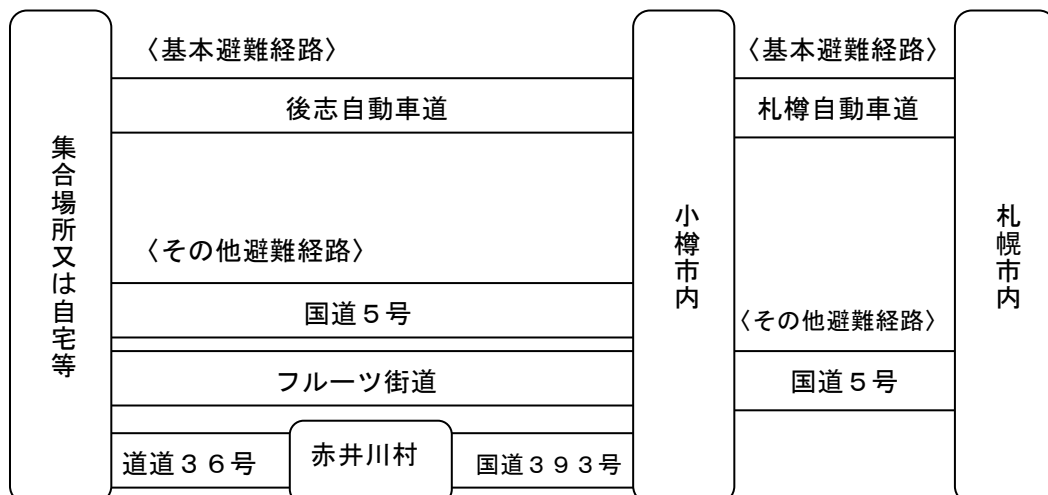
なお、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

(1) バス等

自家用車による避難が困難な町民等は、町が指定する集合場所に集合したうえで、町が確保した車両等及び国や道の支援により確保した車両等により、避難を行うものとする。

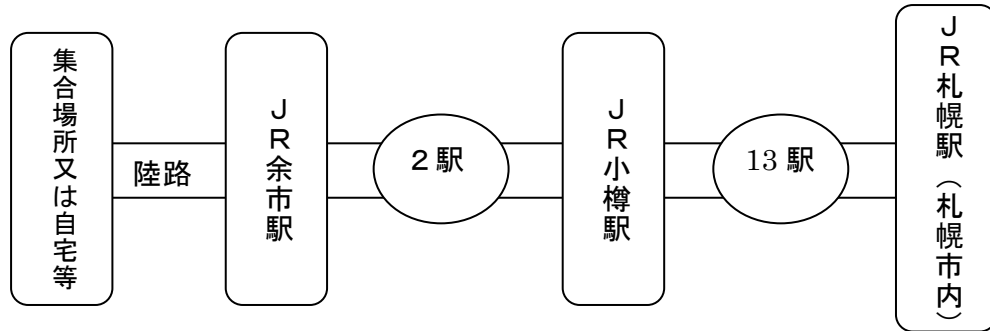
(2) 自家用車

自家用車による避難を行う町民にあつては、町からの指示や警察による誘導、交通規制などを遵守し、安全運転で避難を行うものとする。



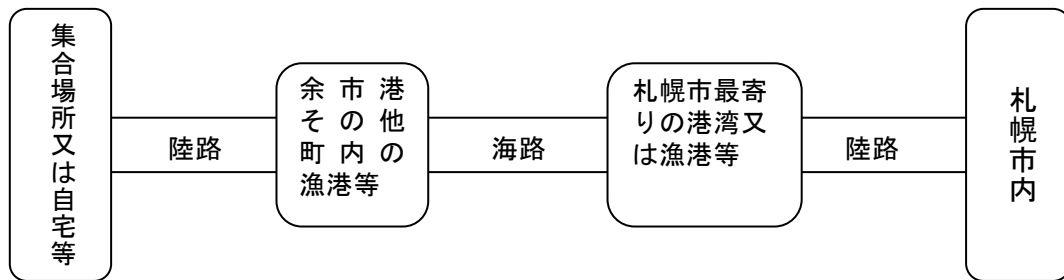
3 鉄道輸送による避難経路

鉄道輸送により避難する場合は、JR余市駅から乗車することを基本としてその経路は次のとおりとする。



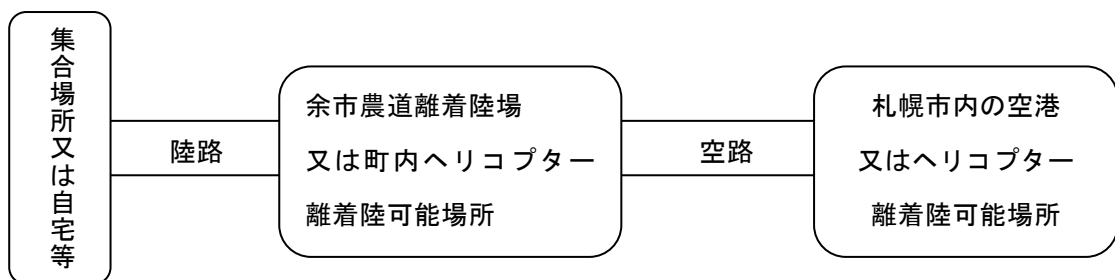
4 海上輸送による避難経路

海上輸送により避難する場合は、余市港その他町内の漁港等から乗船することを基本としてその経路は次のとおりとする。なお、避難に使用する船舶が余市港又は町内の漁港に入港（接岸）できない場合は、当該船舶まで輸送する船舶の手配にも留意する。



5 航空輸送の経路

航空輸送により避難する場合は、ヘリコプター等航空機の機種に対応した離着陸場所から搭乗することを基本としてその経路は次のとおりとする。



※参考 余市農道離着陸場から丘珠空港までの距離は約50km、所要時間は約20分

第5節 避難等の指示等

1 避難の準備

町長は、原子力緊急事態宣言発出後又は国、北海道の指示等により、防護対策区域内における避難等の準備を行うものとする。

2 避難の指示等

- (1) 町長は、避難等を決定したときは、北海道を通じて札幌市長へ受入要請するとともに、一時滞在場所やホテル・旅館との受入れに関する調整を図るため、避難所責任者を速やかに派遣するものとする。
- (2) 町長は、避難等を決定したときは、防護対策区域内の町民等に対して第4章第1節に定める手段を用いて避難等を指示するとともに、防災関係機関にその内容を伝達して協力を要請するものとする。
- (3) 町長は、町民等に対する避難等の措置の実施について、次により行うものとする。
 - ア 避難等のための集合場所、避難退域時検査場所、避難所及び避難経路を決定すること。
 - イ 町の手配した車両で避難する町民に対して集合場所に集合するよう指示すること。
 - ウ 町民等に対し避難等を指示するときは、集合場所、一時滞在場所及び避難所に職員等を派遣して避難者の保護に当たらせるものとする。
- (4) 町長は、避難等の措置を実施するに当たって、自力で避難等ができない要配慮者（避難行動要支援者）の救出に特に留意するものとする。
- (5) 集合場所から避難所への町民等の移動が円滑に行われるよう、必要な車両等の確保について、北海道に対して支援要請を行い、北海道及び北海道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けるものとする。

なお、車両が不足した場合は、避難等を必要とする区域内的の自家用車を利用して避難する町民等へ協力を要請するものとする。
- (6) 町長は、避難のための立退きの勧告又は指示区域外の町民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難等をしないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。
- (7) 町長は、避難指示区域内の町民等の避難等の確認を消防及び警察等防災関係機関と連携しながら行うものとする。
- (8) 町長は、町教育委員会等と連携し、迅速かつ安全な園児・児童生徒の避難等に配慮するものとする。
- (9) 町長は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に他の医療機関へ転院又は避難させるものとし、さらに避難所等での健康管理に十分配慮するものとする。
- (10) 町長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難等させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。
- (11) 町長は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、北海道及び防災関係機関とともに屋内退避の検討を行う。

ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

3 避難等に関する町民等の留意事項

町長は、避難等を実施するときは、町民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) 町や関係機関等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。
- (5) 火の始末、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (6) 隣人にも避難等の指示を確認すること。
- (7) 自家用車による避難が困難な場合は、町が手配した車両等により避難すること。
- (8) 自家用車等により避難等する場合は、警察官等の誘導や交通規制など指示に従うこと。

4 避難誘導責任者のとるべき措置

- (1) 避難誘導責任者は、災害対策本部から避難等の指示があった場合は、集合場所等へ速やかに移動し、町民等が円滑に避難できるよう避難誘導にあたるものとする。
- (2) 避難誘導責任者は、集合場所において、区会等の協力を得て、町民等の保護・確認を行い、町が手配した車両等に乗車させるものとする。
- (3) 避難等の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、町民等の混乱の防止を図るものとする。
- (4) 避難等は、要配慮者を優先的に避難等させるものとする。
- (5) 避難誘導責任者は、町民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。
- (6) 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。
 - ア 町が手配した車両により避難した人数等について、随時災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 町民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に町民等の不安の解消に努めるとともに、町民等の要求の把握に努めること。
 - エ 町が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。

オ 集合場所等及び町民等の衛生の確保に努めること。

キ 町民等の避難等の誘導が終了したときは、災害対策本部の指示により避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

5 避難所責任者のとるべき措置

(1) 避難所責任者は、避難所開設の指示があった場合は、避難所又は一時滞在場所へ速やかに移動し、一時滞在場所及び避難所の施設管理者と受入体制に関する調整や災害対策本部との情報伝達手段の確保を図るなど、避難等の体制を整備するものとする。

(2) 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な町民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

(3) 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

ア 避難等を行った町民等の人数等について、随時災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

イ 常に災害本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

ウ 町民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に町民等の不安の解消に努めるとともに、町民等の要求の把握に努めること。

エ 町が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。

オ 避難所及び町民等の衛生の確保に努めること。

6 集合場所等における町民等の留意事項

(1) 集合場所、避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

(2) 北海道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に実施できるよう協力するものとする。

(3) 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

7 避難が解除されたときの措置

避難所責任者は、避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について町民等に指示するものとする。

(1) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び緊急速報メール等による町からの指示伝達に留意すること。

(2) 北海道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に実施できるよう協力すること。

- (3) 町から配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、町が指定する方法により及び期日までに町に提出すること。
- (4) 町が手配した車両等により帰宅すること。

第6節 要配慮者への対応

1 学校の児童・生徒、保育所の幼児

町長は、学校の児童・生徒、保育所の幼児が在校（所）時において災害が発生した場合は、事故の進展等緊急事態の状況を考慮し、町教育委員会や関係機関と協議のうえ、下校等適切な措置を講じるものとする。ただし、下校させることが困難なときは、教職員等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等への引き渡しについて適切な措置を講じるものとする。

2 診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者

車両による避難等が可能な医療機関の入院患者及び社会福祉施設の入所者については、各施設で所有する車両及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行うものとする。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両又はヘリコプターにより搬送するものとする。この場合において、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設において屋内退避を行うものとする。

3 在宅の要配慮者

車両による避難等が可能な要配慮者にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な要配慮者にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両又はヘリコプターにより搬送するものとする。この場合において、搬送手段が確保されるまでの間は、自宅又は屋内退避施設等において屋内退避を行うものとする。

4 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

5 町外に滞在する町民への対応

災害発生時に町外に滞在する町民については、北海道を通じて当該市町村等に対して情報提供を依頼するとともに、必要な保護等支援について要請するものとする。

第7節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、施設

敷地緊急事態発生時には、速やかにUPZ圏外へ移動するよう周知を行うとともに、移動が困難な場合には屋内退避施設等への退避を促すものとする。この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

町長は、北海道と連携し、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示に基づき、又は独自の判断により、町民等に対し、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。

なお、配布・服用に際しては、道が別に定める手続きに基づき、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処体制を確保するものとする。

(※ 北海道原子力災害医療活動実施要領の見直しに合わせて修正するものとする。)

第8章 飲食物の摂取制限

町長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び北海道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

原子力災害医療協力機関である北海道社会福祉事業協会余市病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難所等に避難する町民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、町民等一般傷病者に対する救急医療について、北後志消防組合と連携して対応するものとする。

(※ 北海道原子力災害医療活動実施要領の見直しに合わせて修正するものとする。)

※この表は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分とEAL」であり、今後改定に合わせて差し替えます。
 なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。

別添1

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

- 1 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。）

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代りが警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

※この表は、原子力災害対策指針で定める「O I Lと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えます。

別添 2

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアフファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
		ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

屋内退避施設及び集合場所一覧

別表 1

令和2年1月31日現在

避難対象 (主な対象 地区)	位 置		名 称	所 在 地	2	普通教室(部屋等)			給食 設備 の有無
	方位	距離 番号				数	面 積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	
豊丘地区(地域に よっては沢町小学 校に避難)	北東	26	余市幸住学園	豊丘町197番地	22-5515	1	170	20	有
朝日、入 舟、美園、 山田、浜中 地区	北東	27	農村活性化センター	山田町577番地	23-5568	3	206	120	有
	北東	28	総合体育館	入舟町420番地	23-5210	6	2,602	1,570	有
	北東	28	東中学校	朝日町71番地	22-3293	15	3,482	2,110	有
沢、富沢、 港、梅川、 白岩、潮 見、豊浜地 区	北東	28	沢町小学校	沢町4丁目22番地	22-3941	30	2,596	1,570	有
	北東	28	円山公園ふれあい交流施設	富沢町2丁目32番地1	23-4414	8	284	170	有
	北東	28	余市紅志高等学校	沢町6丁目1番地	23-3191	27	3,026	1,890	有
	北東	28	即信寺	梅川町826番地	22-2444	11	680	410	有
	北東	28	水産加工研修センター	富沢町6丁目117番地	23-6216	4	106	60	無
	北東	29	西中学校	梅川町339番地	22-3086	24	3,328	2,060	有
	北東	29	福祉センター	富沢町5丁目13番地	22-6228	7	636	380	有
	北東	29	白岩会館(※)	白岩町179番地	23-3585	1	68	20	無
	北東	29	潮見会館(※)	潮見町139番地	23-3841	1	82	30	無
	北東	28	豊浜生活改善センター(※)	豊浜町329番地1	23-2690	2	212	80	有
大川地区	北東	28	余市豊浜学園	豊浜町293番地	22-2183	1	114	30	有
	北東	29	中央公民館	大川町4丁目143番地	23-5001	13	1,534	1,110	有
	北東	30	大川小学校	大川町10丁目1番地	22-3887	31	2,603	1,610	有
	北東	30	旭中学校	大川町16丁目1番地	22-2075	28	3,648	2,240	有
黒川地区	北東	28	黒川小学校	黒川町9丁目147番地	22-3686	47	4,590	2,820	有
	北東	28	老人福祉センター	黒川町9丁目61番地4	23-7118	6	212	120	有
	北東	29	農協会館	黒川町5丁目22番地	23-3121	7	671	400	有
	北東	29	経済センター	黒川町3丁目114番地	23-2116	4	438	260	有
	北東	30	北星学園余市高等学校	黒川町19丁目2番地1	22-6211	39	4,669	2,830	有
	東北東	28	黒川17区生活館	黒川町1224番地	22-2994	3	81	40	有
登、栄地区 (地域に よっては旭 中学校に避 難)	東北東	29	登小学校	登町1015番地	22-3525	7	909	550	有
	東北東	30超	下水道管理センター	登町136番地	22-6952 22-6953	1	66	40	有
	東北東	30超	旧栄小学校	栄町645番地	—	9	880	530	無
合計			27 施設			336	37,893	23,070	

(※)は木造、それ以外はコンクリート建物

人口構成とその分布状況

別表 2

令和2年1月31日現在

緊急時モニタリング地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性 別		要 配 慮 者 の 状 況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
				男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊 婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
NE-29（余市町朝日モニタリングポスト） NE-27（水産加工排水処理施設） NE-28（豊浜生活改善センター）	西部・中央地区 （朝日、入舟、美園、山田、浜中、沢、富沢、港、梅川、白岩、潮見、豊浜）	3,674	6,943	3,194	3,749	462	685	12	96	1,244	農村活性化センター、総合体育館、東中学校、沢町小学校、円山公園ふれあい交流施設、余市紅志高等学校、即信寺、水産加工研修センター、西中学校、福祉センター、白岩会館、潮見会館、余市豊浜学園、豊浜生活改善センター	林病院、余市豊浜学園、こうずみメープル（ひのき）、こうずみメープル（ボブラ、けやき、メープル）、こうずみメープル（オリーブ）、こうずみメープル（さくら）、樹の社、介護老人保健施設よいち、介護老人保健施設よいち南館、グループホームこもれば、介護老人ホームかるな和順、GRACE310モイレ
NE-25（豊丘老人寿の家）	豊丘地区	186	316	152	164	12	11	1	2	49	余市幸住学園 （地域によっては沢町小学校）	余市幸住学園、恵泉虹乃家、
ENE-29（登小学校）	大川・黒川地区	5,232	9,986	4,565	5,421	757	1,027	31	25	1,541	中央公民館、大川小学校、旭中学校、黒川小学校、老人福祉センター、農協会館、経済センター、北星学園余市高等学校、黒川17区生活館	北海道社会事業協会余市病院、小嶋内科、北川眼科、中島内科、グループホーム希林荘、サポートセンターたね（まーぶる、すまいる）、グループホーム延寿園、高齢者マンションの木、グループホーム美優さくらんぼ、ぬくもりの郷、ふる一つの郷、グループホーム夢、高齢者グループホームフルーツ・シャトーよいち、特別介護老人ホームフルーツ・シャトーよいち、和楽園、介護療養型老人保健施設なかじま、介護療養型老人保健施設こじま、みどり、グループホームボランの家、グループホームなかじま
NE-32（東大浜中福祉の家） ENE-31（栄地区1号支線増圧ポンプ室）	登・栄地区	850	1,791	862	929	112	180	2	30	241	登小学校、下水道管理センター、旧栄小学校 （地域によっては旭中学校）	
計		9,942	19,036	8,773	10,263	1,343	1,903	46	153	3,075		

※余市町地域防災計画（原子力災害対策編）資料編2-8-1「人口構成とその分布状況」再掲

沿 革

平成25年12月策定

平成26年 7月修正

平成28年 9月修正

平成31年 2月修正

令和 2年 2月修正

余 市 町 地 域 防 災 計 画
(原子力災害対策編)

退避等措置計画

(余市町総務部地域協働推進課)